

○工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程

(平成20年10月15日)

改正

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成19年2月15日 (平成26年2月18日改正) 文部科学大臣決定」に基づき、工学院大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理・監査に関する必要事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、文部科学省及びその他省庁所管の独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等から配分される競争的資金等の公的研究費並びに受託研究事業又は共同研究事業等の研究費をいう。
- (2) 「研究費不正」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用や次に掲げる行為又は公的研究費の交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
 - ア 預け金 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させること。
 - イ プール金 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理すること。
- (3) 「研究者等」とは、本学において研究に携わる職員、学部・大学院学生及び客員研究員で、本学の研究費及び配分機関から配分、措置、助成等された研究費により研究活動を行う全ての者をいう。
- (4) 「研究機関」とは、研究者等が所属している機関をいう。
- (5) 「配分機関」とは、公的研究費を配分する機関をいう。
- (6) 「部局等」とは、各学部、教育推進機構、工学研究科、総合研究所(各研究センター)及び公的研究費の運営・管理に携わる事務部局をいう。
- (7) 「監事」とは、研究機関の業務を監査する者をいう。
- (8) 「構成員」とは、上記(4)の研究機関に所属する非常勤を含む、研究者等、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。
- (9) 「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- (10) 「啓発活動」とは、不正を起させない組織風土を形成するために、研究機関が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。
- (11) 「管理条件」とは、文部科学省が、調査の結果、研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した公的研究費の交付継続の条件をいう。

(構成員の責務)

第3条 構成員は、本学の教職員行動規範及び本学における研究活動に係る研究者のガイドラインの定めに従うとともに、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性及び説明責任を果たさなければならない。

2 構成員は、公的研究費が個人の発意で提案し採択された研究課題によるものであっても、公的研究費は本学が管理することを理解の上、適正に使用しなければならない。

3 構成員は、この規程に定める事項及び第5条に規定する統括管理責任者の指示に従わなければならない。

4 構成員は、第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

5 構成員は、前項に定めるコンプライアンス教育を受講終了後、次条に定める最高管理責任者に誓約書等を提出しなければならない。

6 構成員は、前2項のコンプライアンス教育を受講し、次に掲げる内容等が盛り込まれた誓約書等を提出しなければ、第2条第1号に定める公的研究費の申請及び公的研究費の運営・管理に関わることができない。

(1) 本学の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

(最高管理責任者)

第4条 本学全体を統括し公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と連携し、必要な措置を講じなければならない。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理に関する措置を適切に行うことができるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

5 最高管理責任者は、研究費不正を防止するための具体的な不正使用防止計画を策定し、また、研究費不正を発生させる要因を把握し、その対応のため、自ら不正使用防止計画の進捗管理に努めなければならない。

6 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めなければならない。

7 最高管理責任者は、自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。

8 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、職務権限を明確化し、職務権限の行使については、本学における公的研究費の管理に係る職務権限に関する規程細則を定め、本学関係者に周知する。

9 最高管理責任者は、研究費不正が生じた場合には、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に適切な指示を与え、速やかに必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。

10 前項の措置については、研究費の不正使用・研究不正行為に関する調査規程に定める。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、研究担当の副学長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 統括管理責任者は、本学の不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、具体的な不正防止計画を策定・実施し、コンプライアンス推進責任者にコンプライアンス教育の実施を具体的に指示するとともに、当該実施状況を確認の上、定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者及び副責任者)

第6条 部局等における公的研究費の運営・管理及びコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、部局等の学部長、教育推進機構長、研究科長及び総合研究所所長（以下「部局等の長」という。）をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における研究費不正防止対策を実施するとともに、当該実施状況を確認の上、定期的に統括管理責任者に報告しなければならない。
 - (2) 研究費不正の防止を図るため、部局等内の公的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、研究費使用ルール等に関する理解度を確認しなければならない。
 - (3) 前号の理解度の確認結果によって、問題があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。
 - (4) 自己の管理監督又は指導する部局等において、部局等内の公的資金の運営・管理に関わる全ての構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。
 - (5) 自己の管理監督又は指導する部局等において、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、部局内の公的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、定期的に不正根絶に向けた啓発活動を実施しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて自己の管理監督又は指導する部局等にコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(事務部局責任者)

第7条 公的研究費を適正に運営・管理するため、次の各号に定める事務部局責任者を置き、職名を公開する。

- (1) 総合企画部部長は、不正防止計画推進を統括する。
 - (2) 総務・人事部長は、労務管理及び教育研修を統括する。
 - (3) 財務部長は、執行手引きを策定し、誓約書管理、納品検収及び発注業務を統括する。
 - (4) 総合企画部担当部長（研究支援担当）は、適正な運営管理活動及び執行状況を統括する。
- 2 事務部局責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する規程等を策定し、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。
 - 3 事務部局責任者は、前条に定めるコンプライアンス推進責任者と協力し、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施しなければならない。

4 事務部局責任者は、自己の管理監督する事務部局において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(不正防止計画推進部署)

第8条 本学全体の視点から、統括管理責任者ととともに研究費不正及び研究不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を推進し、かつ構成員に研究費不正及び研究不正に対する意識向上を図るため、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、総合企画部研究支援室（以下「研究支援室」という。）とし、責任者は総合企画部部長をもってこれに充てる。

3 研究支援室は、内部監査部門とも連携し、不正発生要因を把握し、本学全体の状況を体系的に整理し、評価するものとする。

4 不正防止計画の策定に当たっては、前項で把握した不正発生要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。

5 研究支援室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

6 部局等は、不正根絶のために、研究支援室と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施するものとする。

7 研究支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止計画の立案・策定・計画・推進及び研修に関すること。

(2) 不正防止計画の検証に関すること。

(3) コンプライアンス教育・啓発活動等の計画に関すること。

(4) 不正発生要因に対する改善策の策定に関すること。

(5) 不正防止に関する行動規範に関すること。

(監事)

第9条 監事は、内部監査室、不正防止計画推進部署と連携し、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

2 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

(行動規範)

第10条 研究支援室は、研究費不正を防止するため、本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

2 行動規範は、工学院大学教職員行動規範及び工学院大学における研究活動に係る研究者のガイドラインに定める。

(コンプライアンス教育・啓発活動)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育及び不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施しなければならない。

2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行わなければならない。

3 不正防止計画推進部署において、コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握しておかななければならない。

4 コンプライアンス教育では、これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求めるものとする。

(研修会等)

第12条 研究支援室は、研究費不正を防止するため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育等に係る研修会の実施その他の適当な方法により、構成員の規範意識の向上を図る。

(研究費不正防止に向けた措置)

第13条 研究支援室は、研究費不正防止の取り組みの状況を本学のホームページ等で公表するとともに、その施策を確実にかつ継続的に推進するものとする。

(公的研究費の運営・管理主管部署)

第14条 公的研究費に関する構成員への支援は、総合企画部研究支援室（以下「研究支援室」という。）がこれに当たり、公的研究費の申請及び執行に係る事務を分掌する。

2 研究支援室は、最高管理責任者が定めた不正使用防止計画に基づき業務を遂行するものとする。

(相談窓口)

第15条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談窓口は、研究支援室に設置するものとし、その担当課等は公開する。

(公的研究費の適正な運用)

第16条 公的研究費に係る物品等の発注・検収・支払業務は、各担当事務部局が行う。ただし、研究費使用マニュアルに定め例外的な事項については、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁済責任等の会計上の責任が研究者等に帰属することを理解させた上で、研究者等の発注を認めることができる。

2 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注する。

3 公的研究費の適正な運用をはかるため、公的研究費による購入物品に対して、財務部管財課は、納品検収を行う。

4 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守、点検など特殊な役務に関する納品検収及び換金性の高い物品の管理については、別にルールを定める。

5 前2項の検収は、発注データ（発注書や契約書等）と納品された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納入の場合は、設置後の現場において納品を確認するものとする。

6 総務・人事部人事課は、研究遂行上雇用された非常勤雇用者（研究補助者を含む。）については、雇用の状況や勤務実態を把握し、適正に管理しなければならない。

7 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ予算責任者又は予算責任者から権限を委譲された者の承認を得るものとし、旅行後は、出張報告書及び旅行の事実を証明する証憑を研究支援室に提出しなければならない。

8 研究支援室は、出張の事実及び重複旅費支給の有無等を出張先相手方へ、必要に応じ書面等で確認する。

9 研究支援室は、財務会計システム及び研究費照会システムにより随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合には、研究者等に

対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

- 10 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、研究支援室は、繰越制度の活用、配分機関への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示さなければならない。
- 11 発注又は契約する際には、本学の購買規程及び工事規程等の定めにより行う。
- 12 財務部購買課は、取引業者に対し、本学の不正対策に関する方針及びルール等を周知し、取引に関する誓約書等の提出を求め、研究者等と取引業者との癒着防止のための措置を講ずる。
- 13 不正な取引に関与した業者については、購買規程及び物品購買に係る取引停止等に関する内規に基づき、取引停止等の措置を講ずる。
(告発等受付窓口)

第17条 本学における研究費不正に関する相談・告発等を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を弁護士事務所及び研究支援室に置く。

- 2 本学における受付窓口責任者は、総合企画部部長とする。
(告発等受付処理体制等の周知)

第18条 最高管理責任者は、受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法その他必要な事項を定め、本学内外に周知する。
(研究費不正に関する報告)

第19条 受付窓口における研究費不正に関する告発及び情報提供（以下「告発等」という。）があったときは、窓口担当者は総合企画部部長に、総合企画部部長は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。
(告発等の受付)

第20条 告発等は、受付窓口に対する書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に行われるものとする。

- 2 告発等は、頭名により、研究費不正を行ったとする研究者・研究グループ等の氏名又は名称、研究費不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ、研究費不正とする合理的理由が示されているもののみ受け付ける。
- 3 総合企画部部長は、告発等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとし、告発を受け付けた旨を当該告発者に通知する。この場合において、面談又は電話により告発を受け付けたときは、当該告発者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略することができる。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該告発の受理及び当該告発された事案に係る予備調査の実施の要否を、統括管理責任者及び関係するコンプライアンス推進責任者並びに最高管理責任者が指名した者と協議の上、決定する。
- 5 最高管理責任者は、当該告発内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡する。
- 6 統括管理責任者は、第4項の協議の結果、当該告発を受理することとなった場合は、その旨を、当該告発者に通知する。この場合において、当該告発者に対してより詳細な情報提供及び調査への協力依頼をすることがある旨を併せて通知する。
- 7 統括管理責任者は、第4項の協議の結果、当該告発を受理しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して、当該告発者に通知する。
- 8 告発の受付及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。
(匿名告発等の取扱い)

第21条 最高管理責任者は、前条に規定するもののほか、匿名による告発等があった場合は、告発内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

2 最高管理責任者は、新聞等の報道機関、学会等の科学者コミュニティ又はインターネット等により、研究費不正の疑いが指摘された場合（研究費不正を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、研究費不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、研究費不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（秘密保持等）

第22条 受付窓口の職員は、告発を受け付ける場合、個室で面談し、電話若しくは電子メール等を受付窓口の担当職員以外は見聞できないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため、適切な方法を講じなければならない。

2 受付窓口の職員及び本規程に定める業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。研究者等でなくなった後も、同様とする。

3 最高管理責任者は、告発者、当該告発の対象となった研究者等（以下「被告発者」という。）、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

4 最高管理責任者は、調査事案が漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当人の了解は不要とする。

5 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に通知するときは、告発者、被告発者及び当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害しないよう配慮しなければならない。

（告発者・被告発者の取扱い）

第23条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、本学の懲戒規程第2条乃至第4条に規定する懲戒、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止し、また、本学の懲戒規程第2条乃至第4条に規定する懲戒、その他不利益な取扱いをしてはならない。

（悪意に基づく告発）

第24条 被告発者を陥れるため、若しくは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること、又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。

2 最高管理責任者は、調査の結果、前項の悪意に基づく告発であることが判明した場合は、当該告発者の懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

（調査を行う機関）

第25条 本学に所属する研究者等に係る研究費不正の告発があった場合、本学が告発された事案の調査を行う。

2 被告発者が複数の研究機関に所属する場合は、原則として、被告発者が告発された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関及び調査に参加す

る機関については、関係機関間において、告発された事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

- 3 本学に所属する研究者等が本学と異なる研究機関で行った研究等に係る告発があった場合は、本学と研究等が行われた研究機関とが合同で、告発された事案に係る調査を行う。
- 4 被告発者が、告発があった時点において既に離職している場合は、現に所属する研究機関との協力により本学と合同で、告発された事案に係る調査を行う。この場合において、被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究等を本学で行っていたときは、本学が告発された事案に係る調査を行う。
- 5 本学は、前各項により告発された事案に係る調査を行うこととなった場合は、被告発者が現に研究者等であるかどうかにかかわらず、誠実に調査を行うものとする。
- 6 本学は、他の研究機関又は科学者コミュニティに、調査の一部又は全部を委託すること若しくは調査を実施する上での協力を求めることができる。

(調査の協力義務)

第26条 調査の対象となる部局等は、調査の円滑な実施のために、当該調査を行う者に対して積極的に協力しなければならない。

- 2 部局等は、調査を実施する上で必要な書類等の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(予備調査実施の要否の決定及び通知)

第27条 最高管理責任者は、当該告発された事案に係る予備調査の実施の要否を決定した場合は、当該告発者にその旨通知する。この場合において、予備調査を実施しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して、当該告発者に通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、予備調査を実施することを決定した場合は、文部科学省及び配分機関に対して予備調査を実施する旨報告する。この場合において、被告発者が本学以外の研究機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても予備調査を実施する旨通知するものとする。
- 3 前項の予備調査については、研究費の不正使用・研究不正行為に関する調査規程に定める。
- 4 最高管理責任者は、予備調査の結果の報告に基づき、当該告発等された事案に係る本調査の実施の要否を決定する。

- 5 最高管理責任者は、研究費不正が行われようとしている、又は研究費不正を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に対して研究費不正を行わないよう警告を行うものとする。

(研究費不正に係る調査及び処分等)

第28条 最高管理責任者は、前条第4項において本調査が必要と判断した場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

- 2 前項の調査委員会については、研究費の不正使用・研究不正行為に関する調査規程に定める。
- 3 第1項の定めによる調査の結果、研究費不正があったと認められた者については、本学の就業規則及び懲戒規程に則り懲戒処分を行う。
- 4 当該部局等の長において、管理監督の責任を十分に果たさず、結果として研究費不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱う。

(内部監査体制)

第29条 本学における公的研究費の運営・管理に関する監査（以下「内部監査」という。）は、内部監査室及び理事長が指名する者が行う。

2 前項の規定は、監事及び外部機関による公的研究費の運営・管理に関する監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第30条 内部監査は、本学の内部監査規程、公的研究費内部監査実施細則、公的研究費の管理・監査の体制に関する規程及び諸規程等に基づき実施する。

2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の運営・管理の体制整備等について改善を重視した監査を行うこと。

(2) 事務部局及び研究支援室との連携により、研究費不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。

(3) 監事及び監査法人との連携を強化した監査を行うこと。

3 内部監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び監査法人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、研究機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方について定期的に意見交換を行うものとする。

(内部監査報告書)

第31条 内部監査室長は、前条に定める内部監査を実施したときは、理事長に内部監査報告書を提出する。

(管理・監査体制の見直し)

第32条 理事長は、前2条の内部監査の実施結果を踏まえて、適宜、管理・監査体制の見直しを行い、必要に応じて最高管理責任者に運営・管理の改善を指示する。

2 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、本学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(モニタリング体制)

第33条 研究費不正発生要因の可能性を最小とすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。具体的には、帳票書類の確認だけでなく、予算執行が採択された研究計画に基づいて適正に行われているか否か、期の途中でモニタリング監査を行う。

2 内部監査室は、監事及び監査法人と連携して、研究費不正を防止するためのモニタリング体制について検証し、公的研究費の運営・管理の改善を図るものとする。

(リスクアプローチ監査)

第34条 内部監査室は、研究費不正が発生する要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、予告なしの監査も含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(事務)

第35条 この規程に関する事務は、研究支援室が処理する。

(改廃)

第36条 この規程の改廃は、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月18日から施行する（文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日 文部科学大臣決定」の改正（平成26年2月18日）に伴う見直し

附 則

この規程は、平成27年4月22日から施行する（第23条不正使用に関する告発等受付窓口に、法人顧問弁護士事務所を加える。）。

附 則

この規程は、平成27年6月3日から施行する（第2条学部改編に伴う定義の変更・第23条顧問弁護士を弁護士に修正。）。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月3日から施行する（JST、NEDOの法人格変更、学内役職名変更に伴う修正）。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく見直し、その他字句修正）。

附 則

この規程は、令和3年6月21日から施行する（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン改正に伴う修正、学内組織変更に伴う修正）。